

中村錦之助・隼人後援会 規約

(名称)

第1条 本会は「中村錦之助・隼人後援会」(以下「本会」といいます。)と称します。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都目黒区に置きます。

(目的)

第3条 本会は、中村錦之助(以下「錦之助」といいます。)及び中村隼人(以下「隼人」といいます。)の公演活動を応援することを目的とします。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 会員に対し、錦之助・隼人の出演公演の案内やお知らせを記した後援会だよりを毎月お送りします。
- (2) 会員に対し、錦之助・隼人の出演公演のチケットを手配いたします(良席を保証するものではありません。また手配ができない公演の場合もあります)。
- (3) 会員に対し、錦之助・隼人を囲んでの茶話会などを企画しご案内いたします(年2回程度)。
- (4) 会員に対し、公演記録等を記した会報誌を年2回お届けいたします(諸般の事情により変更される場合がございます)。
- (5) その他、目的を達成するために必要と認められる事業。

(会員)

第5条 本会は、本会の主旨に賛同し、本規約を了承し、所定の手続きが完了した者を会員といたします。ただし、以下の場合、会員資格の付与を拒否することができます。

- (1) 反社会的勢力又はこれに準ずる者
 - (2) 本会を除名になったことがある者
 - (3) 18歳未満で法定代理人親権者の同意を得ていない者
 - (4) 個人情報について虚偽の申請をした者
 - (5) その他本会が会員として適格でないと認めた者
- 2 本会は、所定の入会手続を完了し、初回の年会費の支払いを確認した者に会員資格を付与します。
- 3 会員資格は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、第7条2項に定める次年度の年会費の納入により、次年度の会員資格が得られるものとします。
- 4 会員は、本会の会員資格、本会の会員に与えられる権利（第4条に定められる本会が会員に対して行う各事業を含み、これに限られません。）その他本会の会員として有する地位及び権利等を、会員本人が個人で楽しむ目的以外で利用することはできず、会員本人以外の者に対し、有償、無償を問わず譲渡することはできません。
- 5 会員本人が亡くなった場合、会員資格は当然消滅するものとし、相続の対象となりません。
- 6 会員は、有効期間内であっても、次のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失する（本会から除名される）ものとします。
- (1) 死亡したとき
 - (2) 本規約に違反したとき（年会費の未払いを含み、これに限られません。）
 - (3) 反社会的勢力又はこれに準ずる者であることが判明したとき
 - (4) 第6条に定める禁止行為に違反したとき
 - (5) その他本会が会員として適当でないと認めたとき
- 7 本会は、前項に定める事由又はこれに準ずる事由があるとき、会員に対し、会員資格を一時停止することができます。なお、除名することを妨げません。
- 8 会員は、住所、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行

うものとしします。変更の届出がなく、チケット等の送付物等が延着または未着となった場合、
本会は一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第6条 本会は、会員の以下の行為を禁止します。

- (1) 本会、錦之助、隼人又はそれらの関係者の名誉、信用を毀損する行為
- (2) 本会が手配したチケットについて、第三者に不正転売、又は転売しようとする行為（チケット不正転売禁止法に抵触する行為を含み、これに限られません。）
- (3) 会員向けグッズ、その他、本会の会員資格によって得られる物、権利等一切について、有償、無償を問わず、第三者に転売し、又は転売しようとする行為（インターネットによる販売のサイトにこれらをアップする行為を含み、これに限られません。）
- (4) 本規約に違反する行為
- (5) その他本会の目的に反すると本会が認める行為

(収支)

第7条 本会の会計は、会費（年会費）によって運営します。

- 2 会員の会費（年会費）は、13,500円とし、会員は、毎年2月から3月の間に、次年度の年会費を納入するものとしします（本会より、毎年2月頃に更新のご案内をお送りします）。なお、振込手数料は会員の負担としします。
- 3 納入された会費は、途中退会その他いかなる理由があっても返金しません。
- 4 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとしします。

(個人情報)

第8条 本会は、会員の個人情報の保護を図り、流失防止に最善の方法で努めます。

- 2 本会は、会員の個人情報を、本会の目的以外に利用せず、第三者に提供しません。

(事業の中断等)

第9条 本会は、災害その他やむを得ない事由により、会員に対するサービス（第4条に定めるものを含み、これに限られません。）を中断、停止する場合があります。その場合、当会は、復旧に努めますが、それによって会員に発生する損害に対して一切責任を負いません。

(規約の改廃)

第10条 本会は、本規約を予告なく改廃する場合があります。

附則

本規約は、令和6年6月20日から施行します。

中村錦之助・隼人後援会

令和6年6月20日